

7 福諮問第 1 号
令和 7 年 10 月 15 日

東御市介護保険運営協議会
会長 横山 好範 様

東御市長 花岡 利夫



東御市家庭介護者慰労給付金要綱の一部改正（案）について（諮問）

東御市介護保険条例第 11 条の規定により、次のとおり諮問します。

記

（諮問事項）

東御市家庭介護者慰労給付金要綱の一部改正（案）について

（諮問理由）

介護保険制度施行から 25 年が経過し「介護の社会化」が進展する中、フォーマル・インフォーマルな資源による複合的な在宅サービス基盤が整いつつあります。

特にインフォーマルな支援は、増大・多様化する生活支援や介護ニーズに対応していくためにも更なる充実・強化が必要です。

そのためには、東御市家庭介護者慰労給付金制度の抜本的な見直しを図り、現金支給から現物支給へ移行していくため、東御市家庭介護者慰労給付金要綱の一部改正について、貴協議会の意見を求めます。